

ふれあい広場くりやま
栗山町社会福祉協議会

くりやま 社協だより

2016.12.1 発行
第105号

- 社会福祉貢献者表彰…………… 2、3
- ケアラーズカフェかきたオープン…… 4
- ふれあい広場くりやま…………… 5
- 生活福祉資金・応急生活資金貸付制度のご案内…… 6、7
- お知らせ等…………… 8

2016ふれあい広場くりやま

札幌レイナニ・フラ・サークル出演時、来場者が
立って、手拍子をいただく盛り上がりでした。

(詳細は5ページへ)

【ボランティア活動表彰】

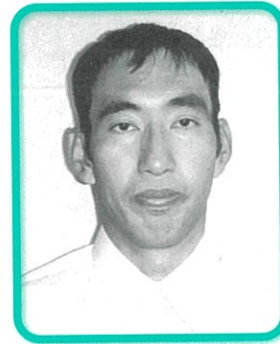


太田 欣 仁様
(松風2丁目)松風第2町内会

町内の高齢者福祉施設にハンドベルの指導ボランティアとして多年にわたり積極的に訪問され社会福祉活動の推進に寄与されました。



【障がい者福祉表彰】



川 嶋 佑 介様
(大井分)栗山ゆりの会 ハロー-ENJOY

障がいを克服し、率先して社会に溶け込み10年にわたり(有)藤島園芸に勤められ、職員の信望も厚く、その努力は他の障がい者の模範となっている。



細 川 尚 美様
(大井分)栗山ゆりの会 ハロー-ENJOY

障がいを克服し、率先して社会に溶け込み12年にわたり共立道路(株)に勤められ、職員の信望も厚く、その努力は他の障がい者の模範となっている。

【感謝状贈呈者】※高額寄付者

平成27年10月1日～平成28年9月30日迄の1年間にお寄せいただいた寄付です

- | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 八 森 勇 様 (南 角 田) | 八 森 勇 子 様 (角 田) | 八 森 勇 子 司 様 (大 井 分) | 八 森 勇 子 男 様 (中央3丁目) | 八 森 勇 松 一 様 (朝日3丁目) |
| 八 武 曾 田 葉 口 村 | 八 武 曾 田 葉 口 村 | 八 武 曾 田 葉 口 村 | 八 武 曾 田 葉 口 村 | 八 武 曾 田 葉 口 村 |
| 八 渡 吉 稻 谷 湯 | 八 渡 吉 稻 谷 湯 | 八 渡 吉 稻 谷 湯 | 八 渡 吉 稻 谷 湯 | 八 渡 吉 稻 谷 湯 |

- そらち南農業協同組合 様 (中央3丁目)
株式会社メリーワーク 様 (由仁町本町)



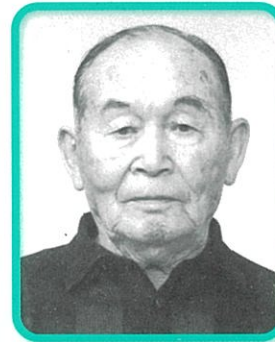
平成28年度 社会福祉貢献者表彰

平成28年度社会福祉貢献者表彰式が、11月6日(日)、くりやまカルチャープラザ「Eki」で行われ、社会福祉事業の推進に寄与された方々、定期訪問奉仕活動を続けられている方、障がいを克服し社会人として頑張っている方を社会福祉貢献者として表彰しました。

社会福祉貢献者表彰式



【社会福祉功労表彰】



矢 内 和 衛様
(朝日4丁目)朝日4丁目町内会

朝日4丁目町内会長として多年にわたり、地域住民の自治活動に尽力され地域福祉の向上と明るく住みよいまちづくりに寄与されました。



斉 藤 優 子様
(松風2丁目)松風第1町内会

松風第1町内会長として多年にわたり、地域住民の自治活動に尽力され地域福祉の向上と明るく住みよいまちづくりに寄与されました。



友 井 多 津 子 様
(湯 地)栗山町月見草の会

栗山町月見草の会の役員として多年にわたり、会の健全運営に努められると共に配食サービス等各種ボランティア活動に積極的に参加し、地域福祉の向上に寄与されました。



谷 内 和 子 様
(中央4丁目)栗山町月見草の会

栗山町月見草の会の役員として多年にわたり、会の健全運営に努められると共に配食サービス等各種ボランティア活動に積極的に参加し、地域福祉の向上に寄与されました。



ふれあいマーケット MOA



ふれあいマーケット 手話の会



栗山いちい保育園



スタンブラークイズで献血を知ろう!



ロンリー田中 オカリナ演奏



子どもマジック 櫻井耕作くん

2016

ふれあい広場くりやま

11月6日、2016ふれあい広場くりやまがくりやまカルチャープラザEkiにて開催されました。
会場内は、23の福祉関係団体のふれあいマーケット、ステージでは、栗山いちい保育園の遊戯、子どもマジック櫻井耕作くん、ロンリー田中 and 早坂のオカリナ・民族楽器演奏、札幌レイナニ・フラ・サークルの出演、また、福祉啓発として、福祉体験スタンブラリー『赤十字奉仕団のクイズで献血を知ろう!』、『北海道理学療法士会空知支部の健康維持エクササイズ』、『札幌市防災協会の災害時に役立つ豆知識』、『栗山町保健福祉課の健康チェックとクイズ』の体験コーナー、北海道赤十字血液センターの献血コーナーが行われ、約800人の来場者で賑わいました。
また、「ふれあい大抽選会」では、くりやまギフトカードなど約80点の賞品が当選者に手渡されました。



ケアラースカフェ 「かくた」がオープン!!

このたび、町から「高齢者等居場所づくり事業」を受託し、施設の指定管理業者である、株式会社日東総業との共催により「ケアラースカフェかくた」を、角田農村環境改善センター1階和室にオープンしました。

このカフェは、地域みなさんが気軽に集える憩いの場を目指しています。

ケアラースカフェ「かくた」ってどんなところ?

- 地域みなさんの出会いや交流の場
- ボランティアの交流の場
- 老人クラブの交流の場
- 講座や教室の開催による新しいサークルづくりの場
- 介護者の交流の場
- 多世代の交流の場 ~みんなのたまり場として~
- 2名のボランティアが、お話し相手になります。
- おいしい「コーヒー」、「紅茶」を用意してお待ちしています。(一杯100円を協力金としてお願いします。)

※コーヒー・紅茶を飲まれる方は、事務室にて「飲み物券」を購入の上、会場にお越しください。会場に無料のお茶は用意しております。



角田町内会連合会
オープンの日、「角田町内会連合会」より、きれいなお花の寄贈がありました。ありがとうございます。

開設場所/角田農村環境改善センター 1階和室
営業日・時間/毎週金曜日 午後1~4時

※但し、葬儀等特別な事情によりお休みの場合があります。

◆生活福祉資金貸付資金一覧表

1. 教育支援資金				
高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費				
◆教育支援費 例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費				
◆就学支度費 例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費 制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの				
資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期限	利率
◆教育支援費	高校 月額 35,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
	専門学校 月額 60,000円以内			
	短大 月額 60,000円以内			
	大学 月額 65,000円以内			
◆就学支度費	500,000円以内			
2. 福祉資金				
日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費 【福祉費の一部内容】				
◆年金受給権取得経費 ・国民年金の任意加入期間の保険料を貸付限度額50万円の範囲内で貸付を行うことにより、老齢基礎年金の受給資格を満たす方				
◆修学旅行費用 ・学校もしくは、学校の指定する旅行会社に支払う費用 ・学校から措置された金額内での小遣い				
3. 不動産担保型生活資金				
居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費				
4. 総合支援資金				
失業等により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しに必要な継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯への貸付 【次の要件のいずれにも該当する世帯】				
・低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難				
・公的な書類で本人確認ができる				
・住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅確保が見込まれる				
・社会福祉協議会及び関係機関から、貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意する				
・貸付及び支援を行うことにより、自立した生活と償還が見込まれる				
・失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付・貸付けを受けられず生活費を賄えない				

応急生活資金 貸付のご案内

栗山町社会福祉協議会では、町内に居住する低所得世帯であって、急な出費を要する方に貸付を行っています。

- ◆貸付額
 - ・5万円以内
- ◆ご利用いただける世帯
 - ・栗山町に6カ月以上居住して、困窮のため日常生活の繋ぎ資金が必要な世帯。
 - ・償還能力がある。
 - ・資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
 - ・町税、各種行政使用料を完納（滞納世帯は支払成約し、履行している場合）している世帯。
- ◆連帯保証人
 - ・1名必要となります。
- ◆返済方法等
 - ・貸付利息は無利子。
 - ・償還期間は貸付の翌月より6カ月以内。
- ◆申込み・お問合せ
 - ・社会福祉協議会へ

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは？

「生活福祉資金貸付制度」は、

●他の貸付制度を利用できない

・低所得世帯、障がい者・高齢者世帯を対象に資金の貸付をします。

～お気軽に社協にお電話、または、来所ください～

制度をご利用いただける世帯

●低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方。

【貸付対象となる世帯の年間収入の目安】

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
以下1人当たり加算額：60万円	

●障がい者世帯 ①身体障害者手帳交付者

②療育手帳交付者

③精神障害者保健福祉手帳交付者

④障害者自立支援によるサービスを利用している

※①～④の方が属する世帯

●高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

連帯保証人

●原則として連帯保証人が1名必要です。

ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

※連帯保証人を立てない場合、利率が年1.5%になることがあります。

返済方法等

●返済は元金・利子均等の口座振替による月賦。

●約束された期間に返済できなかった場合、残元金に延滞利子（年10.75%）が日割加算。

民生委員等の相談支援

●この資金は、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

お申込み・お問合せ

●社会福祉協議会または地域の民生委員へ

【相談から貸付決定までの流れ】

